道央自動車道

Ｒ９室蘭管内舗装補修工事

特記仕様書

令和８年７月

東日本高速道路株式会社　北海道支社

室蘭管理事務所

目　次

１．工事概要.....1
２．適用する共通仕様書.....1
３．監督員及び主任補助監督員の権限.....1
４．配置技術者に関する事項.....2
５．工事用地等に関する事項.....3
６．関連施設その他との関係.....3
７．作業日及び作業期間に関する事項.....4
８．余裕期間に関する事項.....6
９．カーボンニュートラル推進工事.....6
１０．関連工事に関する事項.....8
１１．工程表及び履行報告に関する事項.....9
１２．貸与品に関する事項.....9
１３．保安に関する事項.....10
１４．環境保全に関する事項.....13
１５．建設副産物に関する事項.....13
１６．部分使用に関する事項.....14
１７．現場環境改善に関する事項.....15
１８．工事用プレートに関する事項.....15
１９．工事変更等検討会の設置.....16
２０．工事細部に関する事項.....16
２１．割掛対象表の項目に示す工事の内容.....26
２２．熱中症予防に係る対策費用.....26
２３．クマ対策に係る費用.....27
２４．快適トイレに関する事項.....28
２５．補足事項.....29

様式－１　・・・・・　不動産貸付申請書
様式－２　・・・・・　工程表
様式－３　・・・・・　工事工程報告
様式－４　・・・・・　間接工事費計画書の提出について
様式－５　・・・・・　間接工事費の増加費用に関する協議書
様式－５（別添）　・・・・・　変更間接工事費計画書
様式－６　・・・・・　間接工事費の増加費用見積書
様式－７　・・・・・　間接工事費の増加費用同意書
様式－８　・・・・・　カーボンニュートラル施工計画書（工事実績評価型）
様式－９　・・・・・　カーボンニュートラル施工計画書
様式－１０　・・・・・　熱中症対策実施報告書の提出について
別添－１　・・・・・　低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－２　・・・・・　施工確認願（車両後退時の通信方法）

１．工事概要

１-１ 工事名

道央自動車道　Ｒ９室蘭管内舗装補修工事

１-２ 道路名

道央自動車道

１-３ 工事箇所

自）北海道茅部郡森町赤井川　　（ＫＰ　Ｓ２７２．４）
緯度４２° ０′ １３″　経度１４０° ３６′ ５２″

至）北海道登別市中登別　　（ＫＰ　Ｓ９９．２）
緯度４２° ２７′ ４２″　経度１４１° １０′ ２５″

１-４ コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書１－５３「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、特記仕様書の１－３工事箇所（または施工内容）の記載内容を入力することとする。

２．適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版を適用するものとする。

３．監督員及び主任補助監督員の権限

３-１ 監督員の権限

契約書第９条第２項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書１－６－１「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

（１６）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１２条第１項の規定に基づく説明先及び同法第１８条第１項の規定に基づく報告先

（１７）特記仕様書２５－５の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費の増加費用の協議、決定、通知

３-２ 主任補助監督員の権限

共通仕様書１－６－３「主任補助監督員」（２）のほか、主任補助監督員に委任した権限は下表のとおりである。

・共通仕様書に規定する監督員の権限のうち下表の事項

章	項　　目	内　容
１－２５－１	安全対策	安全教育の提出先
１９－３－３	交通規制計画	交通規制工実施報告書の提出先
１９－４－３	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先

４．配置技術者に関する事項

４-１ 配置技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

（１）主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（舗装工事業）に係る資格を有する者であること。

（２）監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４-２ 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書４－１（１）に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

（工事経験）

高機能舗装（排水性舗装を含む）工事

４-３ 監理技術者の専任義務の緩和について

（１）共通仕様書１－７－３「現場代理人の配置」（４） ５）に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下の通り。

（対象範囲）大沼公園ＩＣから登別東ＩＣを通過する市町村（森町、八雲町、長万部町、黒松内町、豊浦町、洞爺湖町、伊達市、室蘭市及び登別市）

（２）本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

（３）本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書１－７－３「現場代理人の配置」（４） ８）で提出された内容の確認を行う。

５．工事用地等に関する事項

５－１ 敷地の使用

（１）共通仕様書１－９－２「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は、下表のとおりとする。なお、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

所　在　地	① 北海道茅部郡森町字森川（森 IC 管理用敷地） ② 北海道二海郡八雲町東野（落部 IC 管理用敷地） ③ 北海道二海郡八雲町立岩（八雲 IC 管理用敷地） ④ 北海道山越郡長万部町字富野（長万部 IC 管理用敷地） ⑤ 北海道寿都郡黒松内町字赤井川（黒松内 JCT 管理用敷地） ⑥ 北海道虻田郡豊浦町字大岸（豊浦 IC 管理用敷地） ⑦ 北海道伊達市松ヶ枝町（伊達 IC 管理用敷地）
敷 地 面 積	約 1,400 ㎡（１箇所　約 200 ㎡）
使 用 用 途	工事用機械の作業基地として使用するもの
期　　間	工事実施期間中

（２）受注者は、前項の敷地を使用する場合には、東日本高速道路（株）北海道支社室蘭管理事務所長に不動産貸付申請書（様式－１）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を室蘭管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は無償とする。

６．関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

（１）規制関係

道路名及び位置	管理者名	摘要
道央自動車道 （KP S 272.4～ KP S 168.2）	北海道警察函館方面本部 交通課	交通規制
道央自動車道 （KP S 168.2～ KP S 99.2）	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	

上記（１）項の高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。

（２）電力・通信施設関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
大沼公園 IC～ 登別室蘭 IC	光通信ケーブル	KDDI㈱ 東日本高速道路㈱	（土工部） 車線部・路肩部埋設

位置	路線名等	管理者名	摘要
大沼公園 IC～ 登別室蘭 IC	メタル通信 ケーブル 電力ケーブル	東日本高速道路㈱	（土工部） 車線部・路肩部埋設
KP S 169.900 上り線　付近	路温計	東日本高速道路㈱	（土工部） 車線部・路肩部埋設

（3）その他

受注者は、上記以外の本工事に関する施設等を発見した場合、ただちに監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7．作業日及び作業期間に関する事項

7-1 冬季休止期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定によるほか、工期内の１２月１日から３月３１日までの期間は冬季休止期間として、現場の作業を行ってはならない。やむを得ず現場の作業を行う必要がある場合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。監督員は提出された冬季休止期間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。

なお、受注者の事由により冬季休止期間中に現場の作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が冬季休止期間中の現場の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

7-2 作業期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定によるほか、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区間	摘要
令和９年４月下旬～ 令和９年５月上旬の１４日間	大沼公園 IC～登別東 IC	交通規制を伴う作業
令和９年８月上旬～ 令和９年８月下旬の１４日間	大沼公園 IC～登別東 IC	交通規制を伴う作業

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7－3 夜間作業

単価表の項目で夜間作業と指定した項目に関連する作業については、共通仕様書１－１３「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

7－4 通行止め等による工事予定

通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（1）令和９年度通行止め予定

道路名	区間	予定時期	予定日数	通行止め実施工事
道央自動車道	大沼公園 IC～落部 IC（上下線）	令和９年４月中旬頃	４日間	本工事
	落部 IC～八雲 IC（上下線）	令和９年５月中旬頃	２日間	
	落部 IC～国縫 IC（上下線）	令和９年５月中旬頃	２日間	
	八雲 IC～国縫 IC（上下線）	令和９年５月下旬頃	５日間	
	国縫 IC～長万部 IC（上下線）	令和９年５月下旬頃	３日間	
	長万部 IC～豊浦 IC（上下線）	令和９年６月上旬頃	２日間	
	豊浦 IC～伊達 IC（上下線）	令和９年６月上旬頃	３日間	
	伊達 IC～室蘭 IC（上下線）	令和９年６月上旬頃	１日間	
	室蘭 IC～登別室蘭 IC（上下線）	令和９年６月上旬頃	１日間	

7－5 交通規制可能時間

下表に示す項目の施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、そのおそれがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措

置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（1）通行止め事前規制可能時間

単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制 可能時間帯	摘要
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工 ・注意喚起溝工	上下線	大沼公園ＩＣ ～ 登別室蘭ＩＣ	終日可能	通行止めに伴う 事前路肩または 事前車線規制

（2）通行止め規制

単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制可能時間帯	摘要
・切削オーバーレイ工 ・路面標示工 ・注意喚起溝工	上下線	大沼公園ＩＣ～ 落部ＩＣ	21：00～翌5：00	4月
		落部ＩＣ～ 登別室蘭ＩＣ	22：00～翌5：00	5月～ 6月

8．余裕期間に関する事項

本工事は、共通仕様書１－１２「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

9．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事実績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

9－1　技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

（1）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。

（2）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－8）に記載し、監督員に提出しなければならない。

（3）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

9－2　契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－9）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算ＣＯ２排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

9－3　評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（1）本工事で行う取り組み

（2）次のいずれかを行う取り組み

・ＣＯ２排出量の削減に寄与する取り組み

・ＣＯ２の吸収に寄与する取り組み

・ＣＯ２の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（3）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（4）本工事において実施が確認できる取り組み

（5）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

9－4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書９－１及び９－２に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書９－３に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書９－２に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出または取り下げができるものとする。

9-5　履行確認

（1）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第１９，２０号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

（2）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

9-6　費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

１０．関連工事に関する事項

１０-1 対象工事

契約書第２条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

このほか、東日本高速道路㈱室蘭管理事務所で行う安全対策会議及び規制調整会議（通行止め区間の変更毎）に出席し、当該工事の規制に関連する工事の受注者と調整することとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
室蘭管内道路保全工事業務	工事区間の重複 通行止め等交通規制	通年	東日本高速道路㈱	㈱ﾈｸｽｺ・ﾒﾝﾃﾅﾝｽ北海道
施設保全工事業務 施設保全管理業務 道路詳細点検業務 跨道橋健全度調査	工事区間の重複 通行止め等交通規制	通年	東日本高速道路㈱	㈱ﾈｸｽｺ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ北海道
管理施設保全工事業務	工事区間の重複 通行止め等交通規制	通年	東日本高速道路㈱	㈱ﾈｸｽｺ東日本ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ

１０-２ 通行止めにおける留意事項

通行止めにおける作業は、同一規制内で作業となるため、近接箇所での作業、工事用車両の通行等について、上記に示す工事関係者と事前に綿密な調整を行い、安全に留意し作業しなければならない。

１１．工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書１－１９－２「工程表の提出」及び１－１９－３「履行報告」に規定する工程表（様式－２・３）の記入方法は下記のとおりとする。

（１）共通仕様書１－１９－２に規定する工程表

１）準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。

２）準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。

３）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。

４）工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
アスファルト舗装改良工	切削オーバーレイ工
雑工	上記以外の合計

（２）共通仕様書１－１９－３「履行報告」に規定する履行報告

上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

１）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（　）で記入する。

２）計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

３）当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。

１２．貸与品に関する事項

１２-１ 貸与品

契約書第１５条第１項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に機械を使用してはならない。

品名	規格等	数量	引渡し場所	引渡し時期
標識車	2t	4 台	室蘭管理事務所 必要の都度	工事実施期間中
交通規制標識類	・ラバーコーン ・ロボット誘導員 ・規制標識	1 式	室蘭管理事務所 必要の都度	工事実施期間中

交通規制に使用する上記以外の規制材（矢印板（高輝度反射式）、工事回転灯、夜間

用規制資材）は受注者が用意するものとするが、その費用については関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１２-２ 貸与品に関する費用

貸与機械の使用は無償とする。なお、機械の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１３．保安に関する事項

１３-１ 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

１３-２ 標識等の設置

共通仕様書１－２５－１「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テーパー部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。

危険車両対策として実施する高輝度反射式の矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。

また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。なお、この場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１３-３ 交通規制

（１）交通規制は本特記仕様書２０－６によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第８０条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

単価表の項目	交通規制が必要な作業の 単価表の項目	備　考
交通規制工	切削オーバーレイ工	
通行止め規制Ａ１（Ｙ）	路面標示工	
通行止め規制Ａ２（Ｙ）	注意喚起溝工	
通行止め規制Ｂ１（Ｙ）	開口部設置工	
通行止め規制Ｂ２（Ｙ）	通行止めクリア工	

（２）受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

１３-４　交通保安要員の配置

受注者は、本特記仕様書２０－６－２に示すとおり、交通保安要員を配置しなければならない。

１３-５ 安全管理の強化

１３－５－１ 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

１３－５－２ リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずること。また新たに入所する作業班への引継ぎについても元請会社がその都度確実に実施すること。特に供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生の影響を考慮して適切なリスク評価を行うこと。

１３－５－３ 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

１３－５－４ 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施すること。

１３-６ 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

１３-７ 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

１３－７－１ 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設または添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の工事の施工にあたっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和３年７月）」（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

１３－７－２ 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

（１）受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。

（２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

（３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

１３－７－３ 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１３-８ 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時において携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認のないよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添－２「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。

監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

１３-９ 保安に関する費用

（１）本特記仕様書１３－３、１３－４に要する費用は、単価表の項目で支払を行うものとする。１３－５、６、７に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

（２）受注者は、本特記仕様書２０－６－２の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（３）本特記仕様書１３－８「工事用車両後退時の安全対策」に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

１４．環境保全に関する事項

１４-１ 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

１４-２ 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

１４-３ 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

１４-４ 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１５．建設副産物に関する事項

１５-１ 建設副産物の活用等

（１）共通仕様書１－２８「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取り扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
アスファルト・コンクリート塊（切削廃材）	アスファルト舗装改良工施工範囲	約 860ｔ	再資源化施設へ搬出（有償）

（2）再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルト・コンクリート塊（切削廃材）	世紀東急工業（株）	七飯町藤城224-10	受入曜日：月～金 夜間受入可（要事前連絡） 小割条件：50ｃｍ程度以下
	ツバメ工業(株)	八雲町立岩18-8	受入曜日：月～金 夜間受入可（要事前連絡） 小割条件：30ｃｍ程度以下
	道路工業㈱	虻田郡豊浦町字浜松町74	受入曜日：月～金 夜間受入可（要事前連絡） 小割条件：50ｃｍ程度以下
	イブリアスコン	登別市大和町1丁目8-7	受入曜日：月～金 夜間受入可（要事前連絡） 小割条件：50ｃｍ程度以下

記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

１５-２ 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

１６．部分使用に関する事項

１６-１ 工事の部分使用

共通仕様書１－４９－１の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇　　所	使用開始時期	使用理由
アスファルト舗装改良工及び関連項目	日々の施工完了後	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

（1）部分使用検査

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。

（２）検査実施日時

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。

（３）検査対象工事目的物

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。

（４）検査を実施する者

別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

１７．現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書９に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	環境対策の充実
現場環境改善（営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善（安全関係）	盗難防止対策
地方連携	社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）

１８．工事用プレートに関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、工事用プレート（ＥＴＣ対応）等を受注者（現場代理人）の申請により交付する。

受注者は、工事用プレート等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区間	備考
道央自動車道	大沼公園 IC～登別東 IC	工事用車両※

※　アスファルト混合物、廃材、工事規制の設置・撤去に関わる標識車、規制資材運搬車、通行止クリア工に使用する車両、質量２０ｔ以上の建設機械の運搬車、質量３ｔ以上の建設機械の作業基地から現地までの運搬車を対象とする。連絡車（現場代理人等の現場を管理する技術者の車両及び現地までの労務員の輸送に使用す

る車両）の有料道路料金については諸経費に含むものとし、指定のない工事材料を運搬する車両の有料道路料金については関連する単価表の項目に含むものとする。

１９．工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有ならびにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

２０．工事細部に関する事項

２０-１ 施工計画書

共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に下記を追加する。

・光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

２０-２ 施工時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目末尾の表記	備　考
夜間作業	（Y）	通行止めにおける作業及び関連する規制作業

２０-３ 舗装工

２０－３－１ 適用すべき諸基準

共通仕様書１３－２「適用すべき諸基準」に以下を追加する。

・低速プロファイラの運用に関する補足資料（別添－１）

２０－３－２ アスファルト舗装改良工

（１）種別

アスファルト舗装改良工の単価表の項目の種別は、共通仕様書１３－８－４「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
切削オーバーレイ工 Ａ－１（Ｙ）	21:00～翌 5:00 の通行止め規制内において、土工部及び橋梁部の既設舗装を路面切削機で切削した後、高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。(切削廃材の処分費は有償)
切削オーバーレイ工 Ａ－２（Ｙ）	22:00～翌 5:00 の通行止め規制内において、土工部及び橋梁部の既設舗装を路面切削機で切削した後、高機能舗装Ⅱ型用混合物を舗設するもの。(切削廃材の処分費は有償)

（２）最大施工時間

アスファルト舗装改良工の最大施工時間は下記に示すとおりとし、原則施工日毎開放する。

単価表の項目	最大施工時間	備考
切削オーバーレイ工 Ａ－１（Ｙ）	22：00～翌 4：00 (作業時間概ね 6 時間)	
切削オーバーレイ工 Ａ－２（Ｙ）	23：00～翌 4：00 (作業時間概ね 5 時間)	

（３）設計断面

アスファルト舗装改良工の設計断面は、下表のとおりとする。

なお、新規混合物の厚さに大幅な変更が生じた場合、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

単価表の項目	設計 切削深	設計断面における 新規舗設厚さ	備　　考
切削オーバーレイ工 Ａ－１（Ｙ） Ａ－２（Ｙ）	4.0 ㎝	4.0 ㎝	高機能舗装Ⅱ型用混合物

（４）材料及び基準

共通仕様書１３－８－５「材料及び基準」に規定するアスファルト舗装改良工に使用するアスファルト、アスファルト骨材の粒度の種類及び基準は下記に示すとおりとする。なお、各混合物のマーシャル試験の突固め回数は両面ともに５０回とする。また、高機能Ⅱ型用混合物の表面きめ深さについては、舗装施工管理要領によらず０．８～１．２を管理目標値とする。

単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合最大粒径	骨材の粒度の種別
切削オーバーレイ工 Ａ－１（Ｙ） Ａ－２（Ｙ）	改質アスファルト （寒冷地域Ⅰ・Ⅱ用）	5.6%	13㎜	設計要領第一集 舗装保全編３－５－３ 表３－２６「高機能舗装Ⅱ型用混合物」

本施工における舗装工事管理週報（管理様式－２０２）に合わせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

（５）プラント

舗装施工管理要領　付録－２プラント管理試験方法　２．プラント計画に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

１）受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割

２）自動計量装置の書き換え防止機能の有無

３）受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は土木工事共通仕様書１－３０－２「監督員の検査権等」に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、現場代理人または主任（監理）技術者等が立ち会うものとする。

（６）瀝青材

切削オーバーレイ工に使用する瀝青材は共通仕様書１３－８－１３「瀝青材」（１）「材料」及び（２）「使用量及び散布温度」により下記のとおりとする。

１）材料

タックコートに使用する材料は、次に示す規格またはこれと同等以上のものとする。

項目	規格
タックコート	ＰＫＭ－Ｔ　（日本ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤協会規格）

２）使用量

本施工における瀝青材の使用量については、０．４ℓ/㎡以上となるように管理を行うものとする。

（７）舗装事前調査

施工開始前においては、監督員の指示に従って、設計図書に示す補修範囲の舗装事前調査（施工範囲、路面損傷の状況調査等）及び写真記録を実施し、調査結果を監督員に

報告するものとする。なお、本事前調査に要する費用については諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、監督員よりＦＷＤ測定や路面性状調査等の別途指示があった場合は、受注者はその指示に従うものとし、これら調査に要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（８）支払

共通仕様書１３－８－１６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１３－（１０）	切削オーバーレイ工	
	Ａ－１（Ｙ）	㎡
	Ａ－２（Ｙ）	㎡

２０-４ 交通管理施設工

２０－４－１ 路面標示工

（１）支払

共通仕様書１６－４－６「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１６－（７）	路面標示工	
	路面標示ＪＩＳ規格型Ａ１（Ｙ）	ｍ
	路面標示ＪＩＳ規格型Ｂ１（Ｙ）	ｍ
	路面標示ＪＩＳ規格型Ｃ１（Ｙ）	㎡

２０－４－２ 注意喚起溝工

（１）定義

注意喚起溝工とは、アスファルト舗装面に等間隔に切削した溝を設置し、通行車両の車線逸脱防止を目的に施工するものをいう。

（２）種別

注意喚起溝工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
注意喚起溝工 Ａ（Ｙ）	アスファルト舗装面に幅 150 ㎜、長さ 170 ㎜、深さ 15 ㎜の溝を 300 ㎜ピッチで設置（切削）するもの

（３）施工

注意喚起溝工の施工は、施工箇所以外に損傷を与えることの無いよう施工し、施工後の清掃は入念に行うものとする。また、設計図書に示す平面形状が確保されるよう路面の切削、不陸等に注意しながら、施工を行うものとする。

（４）出来形基準

注意喚起溝工の出来形基準及び管理基準は、下表のとおりとする。

出来形基準

管理項目	設計値	許容値	測定方法
切削延長	設計図書に示す延長	設計値以上	－
切削横幅	150 ㎜	±10 ㎜	前・後の平均値
切削ピッチ	300 ㎜	±30 ㎜	左・右の平均値
切削縦幅	170 ㎜	±30 ㎜	左・右の平均値
深さ	15 ㎜	±4 ㎜	左・右の平均値

１）管理基準

合否の判定は、下表のとおりとする。

・判定基準：施工延長４００m以上の場合：１区間／２００m

（１箇所：連続した１０ピッチを測定）

施工延長４００m未満の場合：２区間

・合否判定：９０%以上の測定値が許容値内であること。

（５）数量の検測

注意喚起溝工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

（６）支払

注意喚起溝工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う切削機の現場内移動費、既設路面の切削、清掃、廃材の運搬及び廃材処理等注意喚起溝工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（１）	注意喚起溝工	
	A（Y）	m

２０-５ 雑工

２０－５－１ 開口部設置工

（１）定義

開口部設置工とは、通行止め規制内において、工事着手前に既設ワイヤロープのターンバックルまたはガードレールを取外し、工事関係車両が通行する開口部を設け、工事完了後に既設箇所に復旧するもの。

（２）種別

開口部設置工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区　　分　　内　　容
開口部設置工 Ａ（Ｙ）	通行止めにおいて、既設ワイヤロープのターンバックルを取外した後に再設置するもの。
開口部設置工 Ｂ１（Ｙ）	通行止めにおいて、既設開口部用ガードレール（片面式）を取外した後に再設置するもの。
開口部設置工 Ｂ２（Ｙ）	通行止めにおいて、既設開口部用ガードレール（両面式）を取外した後に再設置するもの。

（３）施工

ワイヤロープターンバックルの取り外し時は損傷を与える事のないようにするものとする。ワイヤロープを再緊張する際の張力測定はターンバックル付近で実施し、下表に示す規格以上でなければならないものとする。なお、緊張力の確認は原則監督員立会のもと実施するものとする。

気温（℃）	5	10	15	20	25	30	備考
管理張力（KN）	15	13	12	10	8	7	

（４）数量の検測

開口部設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（５）支払

開口部設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設ワイヤロープ及びガードレールの取り外し、撤去材の養生、再設置、緊張等の開口部設置工の施工に要する労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（２）	開口部設置工	
	Ａ　（Ｙ）	箇所
	Ｂ１（Ｙ）	箇所
	Ｂ２（Ｙ）	箇所

２０－５－２ 通行止めクリア工

（１）定義

通行止めクリア工とは、本線閉鎖後および本線解放前に、通行止め規制区間内に一般車両および落下物等の有無を確認するものをいう。

（2）施工

通行止めクリア工の施工とは、運転手（一般）1名により本線閉鎖完了および本線解放前に監督員からの指示で上下線同時に本線クリア確認を開始し、通行止め規制区間内の一般通行車両及び落下物等の支障となるものの有無を確認するものとする。故障車等を発見した場合は、後尾警戒を行い、監督員へ速やかに連絡するものとし、監督員の指示に従うものとする。クリア確認完了後は、監督員へ完了連絡を入れるものとする。

使用する車両については、普通自動車（１５００ｃｃ程度）とし、黄色回転灯を点灯しながら安全な速度で走行するものとする。

（3）数量の検測

通行止めクリア工の数量の検測は、設計数量(回)で行うものとする。

検測の回数の 1 回とは、上下線別に本線閉鎖完了時と通行止め解除時を合わせて1回とする。

（4）支払

通行止めクリア工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う通行止めクリアに使用する車両の賃料、燃料、労力等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（3）	通行止めクリア工（Y）	回

２０-6 交通規制工

２０－６－１ 交通規制工

（1）種別

共通仕様書１９－３－２「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
通行止め規制Ａ１（Y）	設計図及び「道路保全要領（路上作業編)」の規定に準拠し、1 車線区間において事前路肩規制を夜間通行止め開始の 30 分までに規制機材の設置完了のうえ、22 時に本線通行止めへと切り替え、通行止め規制を行うものをいう。
通行止め規制Ａ２（Y）	設計図及び「道路保全要領（路上作業編)」の規定に準拠し、黒松内 JCT において事前路肩規制を夜間通行止め開始の 30 分までに規制機材の設置完了のうえ、22 時に本線通行止めへと切り替え、通行止め規制を行うものをいう。

単価表の項目	区分内容
通行止め規制Ｂ１（Ｙ）	設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、2 車線区間において事前車線規制を夜間通行止め開始の 30 分までに規制機材の設置完了のうえ、21 時に本線通行止めへと切り替え、通行止め規制を行うものをいう。
通行止め規制Ｂ２（Ｙ）	設計図及び「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、2 車線区間において事前車線規制を夜間通行止め開始の 30 分までに規制機材の設置完了のうえ、22 時に本線通行止めへと切り替え、通行止め規制を行うものをいう。

（２）交通規制

共通仕様書１９－３－２「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	通行止め区間	交通規制内の主な工事内容	交通保安要員配置人数	通行止め規制時間
通行止め規制Ａ１（Ｙ）	八雲ＩＣ～豊浦ＩＣ	・舗装工 ・交通管理施設工	設置・撤去 ４名 規制材保守 １名	22:00～ 翌 5:00
通行止め規制Ａ２（Ｙ）	長万部ＩＣ～豊浦ＩＣ	・舗装工 ・交通管理施設工	設置・撤去 ４名 規制材保守 １名	22:00～ 翌 5:00
通行止め規制Ｂ１（Ｙ）	大沼公園ＩＣ～落部ＩＣ	・舗装工 ・交通管理施設工	設置・撤去 ４名 規制材保守 １名	21:00～ 翌 5:00
通行止め規制Ｂ２（Ｙ）	落部ＩＣ～八雲ＩＣ、伊達ＩＣ～登別室蘭ＩＣ	・舗装工 ・交通管理施設工	設置・撤去 ４名 規制材保守 １名	22:00～ 翌 5:00

１）各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に

示す通りとする。

２）上表の通行止め規制時間とは、通行止め閉鎖開始から解除完了までの時間である。１回あたりとして検測する交通規制工は、事前路肩または事前車線規制設置開始（標識設置開始）から通行止め解除完了後速やかに実施する規制撤去完了（標識撤去完了）までをいう。

３）交替制による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要となる労力については交通規制工に含むものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（３）交通規制の開始の延期及び解除

交通規制により著しい渋滞若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員より交通規制の開始の延期または交通規制の解除（工事中止）指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、渋滞発生後、工程上交通規制の解除が困難な場合は、その措置について監督員と協議し対策を講ずるものとし、対策に要した費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（４）交通規制種別の変更

道路交通法第８０条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（５）交通規制工実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書１９－３－３「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

（６）支払

共通仕様書１９－３－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１９－（１）	交通規制工	
	通行止め規制Ａ１（Ｙ）	回
	通行止め規制Ａ２（Ｙ）	回
	通行止め規制Ｂ１（Ｙ）	回
	通行止め規制Ｂ２（Ｙ）	回

２０－６－２ 交通保安要員

（１）種別

共通仕様書１９－４－２に規定する交通保安要員の種別に下表を追加する。

単価表の項目	配置場所	監視内容	配置人数	参考条件	配置時間
交通監視員A1（Y）	通行止め規制時 ランプ閉鎖部 ＩＣ入口取付部等	工事または 一般車両誘導	１名	休憩時間における交代要員１名を含む	通行止め時間内 (21:00～翌 5:00)
交通監視員A2（Y）	通行止め規制時 ランプ閉鎖部 ＩＣ入口取付部等	工事または 一般車両誘導	1~4 名	休憩時間における交代要員１名を含む	通行止め時間内 (22:00～翌 5:00)
交通誘導警備員B1（Y）	ＩＣ入口取付部等	一般車両誘導	1~2 名	休憩時間における交代要員１名を含む	通行止め時間内 (21:00～翌 5:00)
	通行止め規制時 通行止め内施工箇所	切削作業	１名		通行止め時間内 (21:00～翌 5:00) の各監視内容時
		舗設作業	１名		
		注意喚起溝工	１名		
		工事区間片側交互通行箇所車両誘導	２名	休憩時間における交代要員１名を含む	
交通誘導警備員B2（Y）	ＩＣ入口取付部等	一般車両誘導	1~2 名	休憩時間における交代要員１名を含む	通行止め時間内 (22:00～翌 5:00)
	通行止め規制時 通行止め内施工箇所	切削作業	１名		通行止め時間内 (22:00～翌 5:00) の各監視内容時
		舗設作業	１名		
		注意喚起溝工	１名		
		工事区間片側交互通行箇所車両誘導	２名	休憩時間における交代要員１名を含む	

休憩時間における交代要員は単価に含むものとする。

なお、工事区間の変更及び他工事との調整等により配置人数を変更する場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（２）交通保安要員配置計画

受注者は、交通保安業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置しなければならない。

（３）交通保安員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書１９－４－３「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

（４）支払

共通仕様書１９－４－５「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
１９－（２）	交通保安要員	
	交通監視員Ａ１（Ｙ）	人・日
	交通監視員Ａ２（Ｙ）	人・日
	交通誘導警備員Ｂ１（Ｙ）	人・日
	交通誘導警備員Ｂ２（Ｙ）	人・日

２１．割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛項目対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第１章総則「表１－３　割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、下表のとおりとする。

なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
はく離抵抗試験費Ａ	アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法２４４）に要する費用

２２．熱中症予防に係る対策費用

２２-１ 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

２２-２ 対象品目及び対象期間

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、表－１に示す対象品目一覧表の内から必要に応じ実施するものとする。実施した場合は熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出し、費用については監督員と別途協議するものとする。なお、各品目における光熱水費や燃料費は除く。

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注

者及び監督員間で協議するものとする。

表－１　対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	大型扇風機	
	送風機	
	製氷機	
	給水器	
	冷蔵庫	
	日除けテント	
	ミストファン	
	スポットクーラー	
	現場休憩所のエアコン	
	休息車の配置	リース品のみを対象とする。連絡車との併用は不可。
	上記のほか、受注者及び監督員間で協議し定めたもの	

２２-３ 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書（様式－１０）、実施状況が確認できる資料、及び支払実績が確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

２３．クマ対策に係る費用

２３-１ 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

２３-２ 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品　目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記品目の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

２３-３ クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

１）クマ対策毎の実施数量及び実施期間

２）実施状況が確認できる資料

３）支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記１）～３）の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

２４．快適トイレに関する事項

２４-１ 定義

快適トイレに関する事項とは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

２４-２ 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内　　容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、または、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10）鏡と手洗器
	(11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

仕様等	内　　容
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法 900×900 ㎜以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

２４-３ 快適トイレの費用の取扱い

・受注者は、快適トイレの設置にあたっては、本特記仕様書２４－２「仕様」の内容を満たすことを示す書類を監督員に提出し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。

・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。

・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

２５．補足事項

２５-１ 設計図書の変更及び追加について

次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を

変更または追加する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（１）路面性状測定結果並びに現地調査結果により、アスファルト舗装改良工、路面標示工、注意喚起溝工の範囲を変更及び追加する場合がある。

（２）現地調査結果により、舗装補修範囲にクラック対策工を追加する場合がある。

（３）交通管理者等との協議完了に伴う規制時間または規制種別等を変更する場合がある。

２５-２ 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書１－５１－２「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力完了後、「工事記録情報完了届」をしゅん功届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、別途監督員より通知する。

２５-３ 車両制限令を超える車両の運行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書１－６１「交通安全管理」における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

２５-４ 緊急時の協力業務

本工事期間中に室蘭管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議するものとする。

２５-５ 間接工事費の変更

２５－５－１ 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と判断した場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２５－５－２ 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

２５－５－３ 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から１４日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式－４）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書（様式－４）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

２５－５－４ 間接工事費の増加費用の協議

（１）受注者は、最終契約変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、

間接工事費の増加費用に関する協議書（様式－５）〔変更間接工事費計画書（様式－５（別添））及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。

（２）発注者は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

（３）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が間接工事費増加費用見積依頼通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－６）を監督員に提出し協議するものとする。

（４）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により、受注者は同意書（様式－７）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２５－５－５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

２５－５－６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、下表のとおりとする。

（１）共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－５）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（２）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－５）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

（３）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。

（４）なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２５－５－７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

２５－５－８ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

２５－５－９ 補修箇所の変更及び追加の取り扱い

監督員が補修箇所の変更及び追加を指示した場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２５-６ 設計変更ガイドライン

工事の変更等においては、東日本高速道路㈱が制定・公表している「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」（当社ホームページに掲載 https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf）を参照のこと。

様式－１

文書番号
年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　支社（事務所）
支社長（事務所長）　　殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

（本契約等）第〇条第〇項の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

１．不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所　等）
２．不動産の所在地
３．不動産の使用目的
４．必要面積
５．貸付希望期間
６．その他
７．添付書類
　〇本契約等の契約書等写し

以　　上

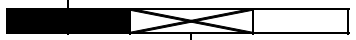
様式－2

工 程 表

工事名）

（最上に計画出来高％）

先月まで



今月分

（最下に実施出来高％）

契約番号

工事区間
自）
至）

工　期
自）令和　年　月　日
至）令和　年　月　日　（　日間）

受注者

項目	数量	単位	令和○年度												令和△年度												摘要
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
																											100%
																											90%
																											80%
																											70%
																											60%
																											50%
																											40%
																											30%
																											20%
																											10%
																											0%
全　体																											

延べ労働時間(月毎)　単位:h																										
延べ労働時間(年毎)　単位:h																										
延べ労働時間(累計)　単位:h																										

冬季休止期間　○月○日から○月○日

様式－3

令和　年　月分工事工程報告

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受　注　者

現場代理人

契 約 金 額

工期　自）令和　年　月　日　（　日間）
　　至）令和　年　月　日

項　目	設計数量	契約金額（円）	換算率（%）	累計出来高（%）	前月迄出来高（%）	今月出来高（%）	摘　要
全　体							

様式－4

令和　　年　　月　　日

監督員　　殿

受注者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

（工事名）

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額　（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げにようする地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以　上

様式－5

令和　　年　　月　　日

監督員　　殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用に関する協議書

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日　　令和　　年　　月　　日

2. 契約番号

3. 工　　期

1）当初工期　　自）　令和　　年　　月　　日
　　至）　令和　　年　　月　　日
2）変更工期　　自）　令和　　年　　月　　日
　　至）　令和　　年　　月　　日

4. 協議額　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（間接工事費の増加費用に係る一般管理費等を含まない）

5. 協議額内訳　　別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以　上

様式－5（別添）

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げにようする地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※　実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－6

令和　　年　　月　　日

監督員　　殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用見積書

（工事名）

令和　年　月　日付け　　号をもってご通知のあった標記ついては、
下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費の増加費用 （一般管理費等を含まない額）	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以　上

様式－7

令和　　年　　月　　日

監督員
殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用同意書

（工事名）

令和　　年　　月　　日付け　　号で協議のありました間接工事費の増加費用については同意致します。

以　上

様式－8

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとした取り組み	

１．提案内容

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。
※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
（注）Kcube2による提出とする。

様式－9

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	

１．提案内容

２．取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。
※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
（注）Kcube2による提出とする。

様式－１０

年　　月　　日

監督員　　殿

受注者
現場代理人

熱中症対策実施報告書の提出について

（工事名）

標記工事について、特記仕様書「熱中症予防に係る対策費用」に基づき下記のとおり提出します。

記

【熱中症対策実施報告書】

項目	実施品目名称	単価	実施数量	実施期間	備考
機械・施設類（リース品）					

（注）実施状況が確認できる資料及び支払実績が確認できる資料を添付すること

以　　上

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1.　適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2.　用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性　　能

NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性 能 確 認

NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）較 正 試 験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の較正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）較　　正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および較正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3　使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平たん性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法　付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1　使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2　使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3　低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

1）低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法　付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。

2）低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。

3）修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない

4）やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

１．低速プロファイラの製造会社名および機種名
　製造会社名）○○
　機 種 型 式）○○
　製 造 番 号）○○
２．添付書類
　・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写）　各１部

以上

様式－2

試験法－付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名 機種型式 製造番号

測定年月日 測定者 舗装種別

IRI精度評価値			試験プロファイル												
			往路						復路						平均
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
基準プロファイル（移植性性能値）	水準														
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													
	復路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													

プロファイラ性能評価値			試験プロファイル												
			往路						復路						平均
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
基準プロファイル（移植性性能値）	水準														
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													
	復路	1回目													
		2回目													
		3回目													
		4回目													
		5回目													
		6回目													

距離測定精度			距離測定			
			延長	誤差量 各回	誤差率（%） 各回	精度（%） 各回
基準長						
測定長	往路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	復路	1回目				
		2回目				
		3回目				
		4回目				
		5回目				
		6回目				
	全回平均					

IRI精度評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値

＝ ×

＝

プロファイラ性能評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値

＝ ×

＝

距離測定精度 ＝ 1 － 距離測定誤差

＝ －

＝

様式－2（記入例）

試験法－付属書 001	路面プロファイラの性能確認方法

製造会社名	○○○	機種型式	○○○	製造番号	○○○
測定年月日	○○○	測定者	○○○	舗装種別	○○○

IRI精度評価値

試験プロファイル			往路 1回目	往路 2回目	往路 3回目	往路 4回目	往路 5回目	往路 6回目	復路 1回目	復路 2回目	復路 3回目	復路 4回目	復路 5回目	復路 6回目	平均
基準プロファイル（移植性性能値）	水準		0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目		0.990	0.980	1.000	0.990	0.970							
		2回目			0.990	0.990	1.000	0.990							
		3回目				0.980	0.990	0.990							
		4回目					0.990	0.980							
		5回目						0.990							
		6回目													0.988
	復路	1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970	
		2回目									0.990	0.990	1.000	0.990	
		3回目										0.980	0.990	0.990	
		4回目											0.990	0.980	
		5回目												0.990	
		6回目													

プロファイラ性能評価値

試験プロファイル			往路 1回目	往路 2回目	往路 3回目	往路 4回目	往路 5回目	往路 6回目	復路 1回目	復路 2回目	復路 3回目	復路 4回目	復路 5回目	復路 6回目	平均
基準プロファイル（移植性性能値）	水準		0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962
試験プロファイル（反復性性能値）	往路	1回目		0.970	0.960	0.980	0.970	0.951							
		2回目			0.970	0.970	0.980	0.970							
		3回目				0.960	0.970	0.970							
		4回目					0.970	0.960							
		5回目						0.970							
		6回目													0.968
	復路	1回目								0.970	0.960	0.980	0.970	0.951	
		2回目									0.970	0.970	0.980	0.970	
		3回目										0.960	0.970	0.970	
		4回目											0.970	0.960	
		5回目											0.990	0.970	
		6回目												0.990	

距離測定精度

距離測定精度			距離測定 延長	誤差量 各回	誤差率（%） 各回	精度（%） 各回
基準長			240.000			
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%
	全回平均				0.06%	99.94%

IRI精度評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値
＝ 0.982 × 0.988
＝ **0.970** **(97.0%)**

プロファイラ性能評価値 ＝ 移植性性能値 × 反復性能値
＝ 0.962 × 0.968
＝ **0.931** **(93.1%)**

距離測定精度 ＝ 1 － 距離測定誤差
＝ 1 － 0.06%
＝ **99.94%**

別添－２

令和　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者
現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

１．使用する通信機器

項目	数量
□携帯型無線機（トランシーバー）	
□携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
□その他（　　）	

２．通信体制（役割及び通信関係）

３．通信不能時の対応

４．その他

上記１～３以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり

【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】

以　上

（注１）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注２）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注３）Kcube2 による提出とする。